

(5) 代位請求に関する交換公文(代位請求交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定、(以下「協定」という。)を締結するための交渉に言及するとともに、日本国政府に代わって以下を提案する光栄を有します。

協定第三条に関し、

- 1 平和的目的のための宇宙の探査及び利用に関する共同活動を促進するために損害賠償責任に係るより広範な相互放棄によって得ることができる相互の利益を考慮し、両政府は、いずれか一方の政府が同条 2(d)(2)の規定により代位権者として同条2(a)(1)から(3)までに掲げる者に対し、保護される宇宙作業から生ずる損害について請求を行う場合には、当該請求を行う政府は、当該者の関連する金銭上の負担が可能な限り生じないよう適当かつ必要な措置をとることに合意する。
- 2 両政府は、また、1の措置がそれぞれの国の関係法令及び予算上の資金の利用可能性に従ってとられることに合意する。

本使は、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十五年四月二十四日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在日本国特命全権大使 栗山尚一

アメリカ合衆国地球規模問題担当国務次官 ティモシー・E・ワース殿

(米国側書簡)(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)引用

本官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年四月二十四日にワシントンで

アメリカ合衆国地球規模問題担当国務次官 ティモシー・E・ワース

アメリカ合衆国駐在日本国特命全権大使 栗山尚一閣下